

# 第一種電気工事士免状交付に必要な実務経験について

三重県防災対策部 消防・保安課

(令和5年4月版)

## 目次

1. はじめに	3
2. この冊子の使い方	3
3. 実務経験に算入できる工事と必要年数	4
4. 実務経験にならない工事	5
5. 実務経験内容の確認	
A 電気工事会社に勤務して電気工事を行っている場合	7
B 自社の電気工作物の保守管理を行っている場合	9
6. 実務経験期間の通算	11
7. 実務経験内容の必須記載事項	11
8. 実務経験証明書の証明者	12
9. その他注意事項	13
10. 例文	14
11. 様式への記載例	
A 電気工事会社に勤務して電気工事を行っている場合	16
B 自社の電気工作物の保守管理を行っている場合	17

## 1. はじめに

第一種電気工事士免状の交付を受けるためには、**第一種電気工事士試験合格者は3年以上（※）の実務経験**が必要です。たとえ試験に合格しても、**実務経験証明書**の審査に通らなければ、免状の交付は受けられません。

この案内書に従い、法令に定められた実務経験の条件を全て満たしているかを確認し、満たしている場合には、例文等を参考にして**記載内容に不備のない実務経験証明書**を作成して下さい。

なお、第一種電気工事士試験合格については一生有効ですので、交付申請時まで試験結果通知書を大切に保管して下さい。

**※ 令和3年4月1日以降の交付申請分から3年以上に改正されました。（改正前は5年以上）**

なお、認定により第一種電気工事士免状の交付を受ける場合、**電気主任技術者免状取得者は5年以上、高圧電気工事技術者試験合格者は3年以上の実務経験が必要です。**（詳細は次ページ参照）

## 2. この冊子の使い方

- (1) 3. 実務経験に算入できる工事（P 4）と4. 実務経験にならない工事（P 5～6）を確認して下さい。
- (2) 5. 実務経験内容の確認（P 7～10）のフローに従って、実務経験になるかどうかを確認して下さい。  
電気工事会社等に勤務して電気工事を行っている場合は、A（P 7～8）  
自社等の自家用電気工作物の保守管理を行っている場合、B（P 9～10）を使用して下さい。
- (3) 6. 実務経験期間の通算（P 11）を確認して下さい。
- (4) 7. 実務経験内容の必須記載事項（P 11）を確認して下さい。
- (5) 8. 実務経験証明書の証明者（P 12）を確認して下さい。
- (6) 9. その他注意事項（P 13）を確認して下さい。
- (7) 10. 例文（P 14～15）、11. 様式への記載例（P 16～17）を参考に実務経験証明書を作成して下さい。

**例文、記載例をそのまま転記することがないよう留意して下さい。**

### 3. 実務経験に算入できる工事と必要年数

#### (1) 第一種電気工事士試験合格の場合

- ・実務経験とみなせる工事

- (ア) 電気工作物に該当する電氣的設備を設置し、または変更する工事  
自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含む。

- キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造除く。

- (イ) 経済産業大臣が指定する養成機関において、教員として担当する実習

- ・必要な年数 3年以上

#### (2) 電気主任技術者免状取得者の場合

- ・実務経験とみなせる工事

- (ア) 電気工作物の工事、維持または運用に関する保安の監督

- (イ) 自ら行う電気工作物の工事、維持または運用

- ・必要な年数 5年以上

#### (3) 高圧電気工事技術者試験合格者の場合

- ・実務経験とみなせる工事

- (ア) 電気工作物に該当する電氣的設備を設置し、または変更する工事  
自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含む。

- キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造除く。

- (イ) 経済産業大臣が指定する養成機関において、教員として担当する実習

- ・必要な年数 3年以上

※ 何れの場合でも、法令違反がある工事は実務経験とはなりません。

## 4. 実務経験にならない工事

◎ 次の工事は、実務経験として認められません。

### (1) 法令違反の工事

#### ア 無資格工事

- ・ 第二種電気工事士免状交付日以前に行った一般用電気工作物等の工事
- ・ 認定電気工事従事者認定証交付日以前に行った最大電力500kW未満の自家用電気工作物の低圧電気工事
- ・ 最大電力500kW未満の自家用電気工作物の高圧電気工事
- ・ 所属する電気事業者が電気工事登録等を受けずに行った電気工事

#### イ 無監督工事

- ・ 主任電気工事士の監督を受けずに行った一般用電気工作物等の工事
- ・ 電気主任技術者の監督を受けずに行った自家用電気工作物の工事

(2) 軽微な工事（電気工事士法施行令第1条） ※注1参照

(3) 軽微な作業（電気工事士法施行規則第2条） ※注2参照

(4) 特殊電気工事（電気工事士法施行規則第2条の2）

ア ネオン工事

イ 非常用予備発電装置工事

(5) 電圧50kV以上で使用する架空電線路に係る工事

(6) 保守通信設備に係る工事

### ◎ ポイント

- 一般用電気工作物等の工事は第二種電気工事士免状が必要です。
- 最大電力500kW未満の自家用電気工作物の工事は認定電気工事従事者認定証が必要です。
- 所属する電気事業者は電気工事登録等が必要です。
- 一般用電気工作物等の工事は主任電気工事士の監督が必要です。
- 自家用電気工作物の工事は電気主任技術者の監督が必要です。

・ 記入方法はp11他を参照してください

## ※注1 「電気工事士法施行令」

(軽微な工事)

第1条 電気工事士法第2条第3項ただし書の政令で定める軽微な工事は、次のとおりとする。

- 一 電圧 600 ボルト以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧 600 ボルト以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- 二 電圧 600 ボルト以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧 600 ボルト以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。）をねじ止めする工事
- 三 電圧 600 ボルト以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- 四 電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が 36 ボルト以下のものに限る。）の二次側の配線工事
- 五 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- 六 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

## ※注2 「電気工事士法施行規則」

(軽微な作業)

第2条 法（電気工事士法）第3条第1項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものは次のとおりとする。

- 一 次に掲げる作業以外の作業
  - イ 電線相互を接続する作業
  - ロ がいしに電線を取り付ける作業
  - ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付ける作業
  - ニ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業
  - ホ 配線器具を造営材その他の物件に固定し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り替える作業を除く。）
  - ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業
  - ト ボックスを造営材その他の物件に取り付ける作業
  - チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業
  - リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付ける作業
  - ヌ 配電盤を造営材に取り付ける作業
  - ル 接地線を自家用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
  - ヲ 電圧 600 ボルトを越えて使用する電気機器に電線を接続する作業
- 二 第一種電気工事士が従事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

2 法（電気工事士法）第3条第2項の一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる作業以外の作業
  - イ 前項第一号イからヌまで及びヲに掲げる作業
  - ロ 接地線を一般用電気工作物等に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
- 二 電気工事士が従事する前号イ及びロに掲げる作業を補助する作業

## 5. 実務経験内容の確認

### A 電気工事会社に勤務して電気工事を行っている場合

#### 自家用電気工作物

- Q 1 最大電力500kW以上の自家用電気工作物の工事に従事した。  
はい → Q 3へ  
いいえ → Q 2へ
- Q 2 登録電気工事業者（工事の種類が一般用電気工作物等及び自家用電気工作物である場合に限る）または通知電気工事業者（いずれもみなし登録電気工事業者を含む）に勤務している。  
はい → Q 4へ ○○知事（大臣）登録（届出、通知）第○○号  
いいえ → 実務経験とは認められない。
- Q 3 電気主任技術者の監督下で自ら工事した。（自らが電気主任技術者に選任されている場合を含む）  
はい → 工事に従事した期間が実務経験となる。 《例文1》  
いいえ → 実務経験とは認められない。
- Q 4 認定電気工事従事者認定証がある。  
はい → Q 5へ ○○年○○月○○日 ○○産業保安監督部 第○○号  
いいえ → 実務経験とは認められない。
- Q 5 低圧電気工事（電線路に係るものを除く）を自ら行った。  
はい → 交付日以降に従事した工事が実務経験となる。 《例文2》  
いいえ → 実務経験とは認められない。

#### 一般用電気工作物等

- Q 1 登録電気工事業者（みなし登録電気工事業者を含む）に勤務している。  
はい → Q 2へ ○○知事（大臣）登録（届出）第○○号  
いいえ → 実務経験とは認められない。
- Q 2 第二種電気工事士の免状がある。 ○○県 第○○号  
はい → 交付日以降に従事した工事が実務経験となる。 《例文3》  
いいえ → 実務経験とは認められない。

**電気事業用電気工作物** 発電所、変電所、送配電線等の電気工事

Q 1 電気事業者の電気主任技術者の監督下で工事を自ら行った。

は い → Q 2へ

いいえ → 実務経験とは認められない。

Q 2 電圧50kV以上で使用する架空電線路に係る工事のみに従事した。

は い → 実務経験とは認められない。

いいえ → 電圧50kV以上で使用する架空電線路に係る工事以外の工事が実務経験となる。

《例文4》

※ このフローは最近の申請内容を元に作成しています。時期によりこのフロー以外の工事でも実務経験と認められる場合があります。

B 自社の電気工作物の保守管理を行っている場合

(ビルメンテナンス会社に雇用されて、委託先の自家用電気工作物の保守管理を行っている場合を含む)

自家用電気工作物

- Q 1 電気主任技術者の監督下で、最大電力500kW以上の自家用電気工作物の工事を自ら行った。  
は い → 工事に従事した期間が実務経験となる。 《例文5》  
いいえ → Q2へ
- Q 2 電気主任技術者の免状がある。  
は い → Q3へ  
いいえ → Q4へ
- Q 3 工事、維持または運用に関する保安の監督をしてきた。  
ただし、第二種・第三種の場合は法定電圧以下に限る。  
は い → 交付日以降が実務経験となる。 《例文6》  
いいえ → Q4へ
- Q 4 認定電気工事従事者認定証がある。  
は い → Q5へ ○○年○○月○○日 ○○産業保安監督部 第○○号  
いいえ → 実務経験とは認められない。
- Q 5 電気主任技術者の監督下で、低圧電気工事（電線路に係るものを除く）を自ら行った。  
は い → 交付日以降が実務経験となる。 《例文7》  
いいえ → 実務経験とは認められない。

一般用電気工作物等

- Q 2 第二種電気工事士の免状がある。 ○○県 第○○号  
は い → Q2へ  
いいえ → 実務経験とは認められない
- Q 2 社宅、会社で保守管理する一般用電気工作物等の工事を自ら行った。  
は い → 工事に従事した期間が実務経験となる。 《例文8》  
いいえ → 実務経験とは認められない。

**電気事業用電気工作物** 発電所、変電所、送配電線等の電気工事

Q1 電気事業者の職員として電気主任技術者の監督下で工事を自ら行った。

はい → Q2へ

いいえ → 実務経験とは認められない。

Q2 電圧50kV以上で使用する架空電線路に係る工事のみに従事した。

はい → 実務経験とは認められない。

いいえ → 電圧50kV以上で使用する架空電線路に係る工事以外の工事が実務経験となる。

《例文9》

※ このフローは最近の申請内容を元に作成しています。時期によりこのフロー以外の工事でも実務経験と認められる場合があります

## 6. 実務経験期間の通算

5. 実務経験内容の確認で実務経験として算入できる期間を合計してください。  
ただし、同一時期に複数の工事に従事していた場合は、重複して算入しないように注意してください。

## 7. 実務経験内容の必須記載事項

次の項目については、必ず記載して下さい。

### (1) 期間

### (2) 電気工作物の種類（一般用／自家用／最大電力500kW以上の自家用／電気事業用）

- ・最大電力500kW以上の自家用の場合は、施設名称、受電電圧、最大電力を必ず記入。
- ・電気事業用の場合は、発電所名称や変電所名称、電圧や出力を必ず記入。
- ・最大電力の単位は『kW』であり、『kVA』ではありません。

### (3) 従事した立場

- (例) 「主任電気工事士の監督下で作業員として」  
「電気主任技術者の監督下で作業員として」

### (4) 工事内容

- (例) 新設工事、改修工事、屋内配線工事

### (5) 工事件数

### (6) 免状の種類、交付日、合格通知日

- (例) 第三種電気主任技術者免状交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号  
第二種電気工事士免状交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇県 第〇〇号  
第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
認定電気工事従事者認定証交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇産業保安監督部 第〇〇号  
高圧電気工事技術者試験合格 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

## 8. 実務経験証明書の証明者

実務経験の内容だけでなく、**実務経験の証明者についても審査の対象**です。

証明者の要件は旧通商産業省の通達により詳細に規定されており、内容は以下のとおりです。

**【電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について】**  
(7資公部第409号 平成7年12月1日)

第一種電気工事士免状の交付の申請の際に提出される所要の実務の経験を有することを証明する書類としては、次に掲げるものを有効とする。

- (1) 申請者が電気事業者等に現に雇用されている場合又は過去に雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する書類。
- (2) 申請者が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であって、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められている者又は過去において認められていた者である場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類。
  - ① 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者。
  - ② 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者。
- (3) 次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類
  - ① (財)電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者。
  - ② 各都道府県電気工事業工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者。
  - ③ 2以上の電気事業者等
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、申請者が所要の実務経験を有する者であることを確実に証明する書類。

**【電気工事二法に関する質疑応答】**(63資公技第1号 昭和63年12月19日)

Q1 実務経験証明書の証明者は、代表者でなければダメなのか？

A1 実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしているが、営業所長又は支店長等に実務経験の証明行為が委任され、委任状の提出があれば、その者でも差し支えない。

Q2 一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか？

A2 次のいずれかの書類で証明する。

- 1 2以上の電気事業者等が証明する書類
- 2 電気工事業工業組合等に加入している場合は、組合等が証明する書類
- 3 その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類

Q3 法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか？

A3 認められる。

## 9. その他注意事項

- (1) 実務に従事した年数の計算においては、実務に従事した期間を通算して下さい。
- (2) 通常の態様から勘案して、件数（及び従事期間）が著しく少ないと認められる場合は、実務経験として認められない場合があります。
- (3) 1箇所の勤務先の実務経験だけでは必要年数に達しない場合は、2箇所以上の証明書が必要です。
- (4) 証明者欄には、当該証明者の電気工事業登録（届出、通知）番号を記載して下さい。  
〇〇知事（大臣）登録（届出、通知）第〇〇号 等
- (5) 第一種電気工事士免状の交付申請時には、
  - ・ 第二種電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証等の写し
  - ・ 実務経験を証明した事業所の電気工事業登録証等の写しを添付書類として提出して下さい。
- (6) 実務経験証明書内に記載の最大電力の単位が『kW』以外のものは、実務経験を審査できません。

## 10. 例文

例文をそのまま転記することがないよう留意して下さい。

### 例文1

電気主任技術者の監督下で、最大電力 500kW以上の自家用電気工作物の下記の工事に作業員として従事し、主に受電設備の設置、配線工事を行った。

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社〇〇工場 〇〇設備新設工事（受電電圧 6.6kV、契約電力 1200kW）

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社〇〇事業所 電気設備改修工事（受電電圧 6.6kV、契約電力 1500kW）

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社〇〇工場 電気設備更新工事（受電電圧 6.6kV、契約電力 600kW）

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

### 例文2

認定電気工事従事者認定証交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇産業保安監督部 第〇〇号

左記の期間、電気主任技術者の監督下で、自家用電気工作物の低圧電気工事に作業員として従事した。工事内容としては、低圧屋内配線の分岐回路の増設、照明器具・コンセントの増設、低圧屋内配線の移設、低圧電動機への配線の取付等に従事した。工事件数は150件。

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

### 例文3

第二種電気工事士免状交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇県 第〇〇号

左記の期間、主任電気工事士の監督下で、一般用電気工作物等の新設、増設、改修工事150件に作業員として従事し、主に分電盤の新設、屋内配線工事、配線器具の取付等を行った。

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

### 例文4

左記の期間、〇〇電力株式会社の電気主任技術者の監督下で、電気事業用電気工作物（6.6kV配電線）の新設、改修工事に作業員として従事し、主に高圧配電線、低圧引込線の取付・付替工事や柱上変圧器・保安開閉器の取付・付替工事を行った。工事件数は約150件。

例文5

電気主任技術者の監督下で、最大電力 500 kW以上の自社の自家用電気工作物の下記の改修工事に作業者として従事し、主に受電設備の設置、配線工事を行った。

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇工場〇〇設備改修工事（受電電圧 6.6kV、契約電力 1200kW）

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇工場〇〇設備改修工事（受電電圧 6.6kV、契約電力 600kW）

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇工場〇〇設備改修工事（受電電圧 77kV、契約電力 5000kW）

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

例文6

第三種電気主任技術者免状交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号

左記の期間、電気主任技術者の監督下で、自社の自家用電気工作物（〇〇工場 受電電圧 6.6kV、契約電力 750 kW）全般について、保安規程に基づき、工事、維持、運用に関する保安の監督を行うとともに、作業者として老朽化した分電盤の改修工事、照明器具・配線器具の取替工事等を行った。

例文7

認定電気工事従事者認定証交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇産業保安監督部 第〇〇号

左記の期間、電気主任技術者の監督下で、自社の自家用電気工作物の低圧電気工事に作業者として従事した。工事内容としては、低圧屋内配線の分岐回路の増設、照明器具・コンセントの増設、低圧屋内配線の移設、低圧電動機への配線の取付等に従事した。工事件数は150件。

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

例文8

第二種電気工事士免状交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇県 第〇〇号

左記の期間、自社所有の寮、社員住宅等の一般用電気工作物等の分岐回路の増設、破損したコンセント、

滅器、照明器具等の取替及び増設工事等に作業者として従事した。工事件数は約150件。

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

例文9

左記の期間、電気主任技術者の監督下で、自社の電気事業用電気工作物（〇〇発電所 最大出力 100,000kW）の新設、改修工事に作業者として従事し、主に発電機設置工事、励磁用変圧器取替工事等を行った。工事件数は約150件。

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

# 11. 様式への記載例

## A 電気工事会社に勤務して電気工事を行っている場合

### 実務経験証明書

ふりがな	みえ たろう		生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
氏 名	三重 太郎			
現 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
現在の勤務 先の名称 及び所在地	名称	〇〇電気工事株式会社 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地		
実 務 経 験 の 期 間 及 び 内 容				
所 属 部 署 及び役職名	期 間	職 務 の 内 容		
工事部第一係	平成25年9月1日 ～平成26年3月31日 平成26年7月1日 ～平成27年3月31日	<p>電気主任技術者の監督下で、最大電力500kW以上の自家用電気工作物の下記の工事に作業者として従事し、主に受電設備の設置、配線工事等を行った。</p> <p>〇〇社〇〇工場 〇〇電気設備新設工事 受電電圧6.6kV、契約電力1200kW</p> <p>△△社△△事業所 電気設備改修工事 受電電圧6.6kV、契約電力1500kW</p> <p>第二種電気工事士免状交付 平成26年9月15日 三重県 第〇〇号</p>		
工事部第二係	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	<p>左記の期間、主任電気工事士の監督下で、一般用電気工作物等の新設、増設、改修工事150件に作業者として従事し、主に分電盤の新設、屋内配線工事、配線器具の取付等を行った。</p> <p>認定電気工事従事者認定証交付 平成27年3月15日 〇〇産業保安監督部 第〇〇号</p>		
工事部第三係	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日	<p>左記の期間、電気主任技術者の監督下で、自家用電気工作物の低圧電気工事に作業者として従事した。工事内容としては、低圧屋内配線の分岐回路の増設、コンセントの増設、低圧電動機への配線の取付等を行った。</p> <p>工事件数は150件。</p> <p>第一種電気工事士試験合格 令和2年3月15日</p>		
通算期間	3年4月			
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>法人名 〇〇電気工事株式会社</p> <p>(法人以外の場合にあっては事業所名)</p> <p>代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)</p> <p>(法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名) (代表者印押印)</p> <p style="text-align: right;">〇〇知事登録 第〇〇-〇〇〇〇号</p>				

※実務経験証明者の電気工事業登録証等の写しを添付すること

B 自社の電気工作物の保守管理を行っている場合

実務経験証明書

ふりがな	みえ はなこ		生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
氏 名	三重 花子			
現 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
現在の勤務先 の名称 及び所在地	名称	株式会社〇〇製作所 △△工場 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地		
実 務 経 験 の 期 間 及 び 内 容				
所 属 部 署 及び役職名	期 間	職 務 の 内 容		
〇〇工場 管理部第二係	平成20年4月1日 ～平成22年3月31日	平成17年8月15日 第三種電気主任技術者免状交付(第〇〇号) 左記の期間、電気主任技術者の監督下で、自社の自家用電気工作物(〇〇工場 受電電圧6.6kV、契約電力800kW)の維持、運用を行うとともに、作業者として老朽化した分電盤の改修工事、照明器具・配線器具の取替工事等を行った。		
△△工場 管理部第一係	平成22年4月1日 ～平成25年3月31日	左記の期間、電気主任技術者として、自社の自家用電気工作物(△△工場 受電電圧6.6kV、契約電力750kW)全般について、保安規程に基づき、工事、維持、運用に関する保安の監督を行った。		
通算期間	5年 0月			
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>所 在 地 〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>法 人 名 株式会社〇〇製作所</p> <p>(法人以外の場合にあっては事業所名)</p> <p>代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印</p> <p>(法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名) (代表者印押印)</p>				

～ 電気工事士に関する問い合わせ先 ～

三重県防災対策部

消防・保安課 予防・保安班 電気工事士担当

〒514-8570

津市広明町13番地（三重県庁5階）

TEL：059-224-2183

FAX：059-224-3350